

令和 8 年第 5 回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 5 月 1 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 場 所 美祢市民会館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 議長 山本 正二 | | |
| 2 番 伊藤 新司 | 3 番 俵 薫 | 4 番 井町 哲 |
| 5 番 伊藤 美和子 | 6 番 縄田 善博 | 7 番 倉増 知 |
| 8 番 前田 耕次 | 9 番 中嶋 友之 | 1 0 番 中野 修 |
| 1 1 番 石田 健治郎 | 1 4 番 岸 英法 | 1 5 番 馬屋原 眞一 |
| 1 6 番 高見 清 | 1 7 番 村上 浩一 | 1 8 番 安富 法明 |
| 1 9 番 山本 正二 | | |
- 4 欠席農業委員
- | | | |
|-----------|--|--|
| 1 番 武藤 康志 | | |
|-----------|--|--|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 永安 達彦 | 岩山 澄男 | 阿川 伸美 |
| 野村 和枝 | 野上 武史 | 山縣 正明 |
- 6 事 務 局
- | | | |
|------------|----------|-------------|
| 事務局長 河野 哲広 | 主査 柳井 信吾 | 会計年度任用職員 中村 |
|------------|----------|-------------|

	午後 2 時 0 0 分開会
事務局	互礼。
議長	それでは只今より令和 8 年第 5 回総会を開会いたします。 本日の出席委員 1 7 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 1 番 武藤康志委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 2 番 伊藤新司委員、1 8 番 安富法明委員。よろしく願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 2 件について、説明します。 1 件目、参考資料 1 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。申請地は現在譲受人が借りて耕作しているが、贈与の申し出があったので受けることになりました。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。 2 件目、参考資料 2 を参照ください。 譲受人は●●●●の●●さん、譲渡人は●●●●の●●さんです。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。譲渡人は農地を相続したが管理が困難であるため、居宅付近の農地を取得したい譲受人に売却します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。

伊藤委員	5 番の伊藤です。事務局 2 名と高見委員と私で現地調査に行きました。まず 1 番についてですが、●●●●のすぐ近くに譲受人が耕作されている畑がありますが、きちんと耕作されていました。時に問題はないと思います。それから、2 番については新規就農なので現地調査は行っておりません。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。
永安推進委員	赤郷地区の永安です。1 番についてですが、伊藤委員の説明されたとおりで問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆様よりご質疑がございましたらお願いします。 それでは採決に移りたいと思います。 議案第 1 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 1 号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは、農地法第 5 条許可申請 1 件について説明します。資料 3 を参照ください。 所在地は●●●●で参考資料の位置図のとおりです。転用面積は 5 1 7 m²、自己用住宅を建てるための転用です。この案件については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。

伊藤委員	伊藤です。申請地は●●●●、●●●●、●●●●のすぐ近くにあります。お子さんがおられるので、こういうところに家を作るのはいいなと思いました。隣もお寺の駐車場として転用されていますので、問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員から補足等ありましたらお願いします。 大田地区推進委員の岩山です。伊藤委員が説明されたとおりで問題ないと思います。 ありがとうございました。それでは委員の皆さんよりご質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 議案第3号、地域計画の変更に関する意見決定について及び議事順位第4 議案第4号、農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは地域計画変更及び農振除外申請 3件について説明します。 1件目、資料4を参照ください。所在地は●●●●、●●●●付近の農用地区域内農地です。申請地の隣地は既に農振除外のうえ社用地として転用済みですが、今回の申請地の部分がわずかに残っていたので社用地として転用します。申請地を農振除外すること、地域計画を変更することについて、特に問題はないものとして市長に回答します。 2件目、資料5を参照ください。 所在地は●●●●、●●地区にあります。全部で3筆ありますが、●●●●は植林する予定です。●●●●、●●●●については宅地及び用悪水路となっており、現況証明願いが出されておりますので証明します。この件は後程報告第1号で扱います。申請地を農振除外すること、地域計画を変更することについて、特に問題はないものとして市長に回答します。 3件目、資料6を参照ください。 所在地は●●●●、●●●●付近にあります。●●●●が車両置場、物置として事業のために使用します。申請地を農振除外する

	こと、地域計画を変更することについて、特に問題はないものとして市長に回答します。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
高見委員	16番の高見です。1番の●●●●の件ですが、現在は栗の木が植えてありました。ここを社用地にすることについて特に問題はないと思います。
伊藤委員	伊藤です。2番ですが、場所は位置図のとおりです。●●●●は40年前から宅地、●●●●は用悪水路になっています。それから●●●●は現在は田ですが、ここを植林することは問題ないと思います。3番ですが、場所は参考資料の位置図のとおりで、●●●●がここに車両を置いたりしたいということで、問題はないと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員から補足等ありましたらお願いします。
阿川推進委員	伊佐地区推進委員の阿川です。高見委員の説明されたとおりで問題ないと思います。
岩山推進委員	大田地区推進委員の岩山です。現在は畑に防草シートが敷いてある状態ですが、問題ないと思います。
議長	それでは委員の皆様より意見等ありましたらお願いします。
馬屋原委員	2番ですけど、宅地の隣を植林しても問題ないんですか？隣に田もありますけど。
高見委員	現地を見た限りでは、ここを植林しても問題はないと感じました。
議長	他にございませんか？
安富委員	3番ですけど、土地利用計画図にある既存の物置があるけどこれは無断転用じゃないのですか？

事務局	既存の物置については、農業用倉庫のための200㎡以下の転用なので違反転用にはなりません。当時届出がされていたかは不明ですが、許可無く建てること自体は問題ありません。
議長	他によりご質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号及び第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号及び第4号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第5 議案第5号、農用地利用集積等促進計画の策定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、本日配布しております令和8年5月29告示、令和8年6月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。 今回、全体で56筆、一括方式が16筆、二段階方式が40筆になります。利用権設定面積は、一括方式が24,197㎡、二段階方式が61,468㎡、合計しまして、85,665㎡、貸し手が18名、受け手が8名でございます。4ページが一括方式、5,6ページが二段階方式の利用権設定になります。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより意見等ありましたらよろしくお願いします。 ございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。それでは、議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第 5 号は原案の通り決定をします。 続きまして議事順位第 6 報告第 1 号 報告第 1 号 農地転用現況証明についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 それでは、現況証明願いの提出が 5 件ありましたので説明いたします。 1 件目資料 7 を参照ください。申請地は 2 筆あります。1 筆目、●●●●は 4 0 年以上耕作されておらず、宅地の一部となっています。2 筆目、●●●●は圃場整備の平成 7 年の圃場整備の時に用悪水路として分筆されましたが、登記が田のままだったので水路にします。 2 件目 資料 8 を参照ください。申請地は山林となっています。 3 件目 資料 9 を参照ください。申請地は山林となっています。 4 件目 資料 1 0 を参照ください。申請地は 4 筆あります。全体としては 2 0 年以上放棄され、山林原野となっていますが、一部倉庫の解体後コンクリート基礎が残っています。 5 件目 資料 1 1 を参照ください。申請地は 604 m ² のうち 29.89 m ² は昭和 5 0 年頃に市道敷に取り込まれました。残りの部分は田として利用してきましたが、令和 5 年の大雨災害により大量の土砂や石が流れ込み、農地として再生は困難になりました。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査をされました委員から報告をお願いいたします。
伊藤委員	伊藤です。1 番ですが、先ほど議案第 3 号及び第 4 号でもありましたが、参考資料の写真のとおりでした。
高見委員	高見です。2 番ですが、場所は●●●●の●●になります。もともと畑だったそうですが、現地は完全に山林でございました。 3 番についてですが、●●●●から●●●●を抜けて●●●●に行く途中、●●という地区ですが、ここから●●●●の方に向かう道があります。その道沿いにある田ですが、スギが植えられており山林となっていました。

	次に４番ですが、写真をみてもらおうとわかるんですが、申請地はもともと田だったんですが、持ち主が亡くなられてから息子さんがここをしばらく放置されて、その後スギやヒノキを植林されて、それから掘っ立て小屋を建てて少しの間住まれていました。その息子さんもなくなれたので、申請人の方が引き継いで現況証明願いが出されました。 それから５番についてですが、これは写真のとおりで、昔は田だったところが市道の拡張工事で道路時期になりました。それから令和５年の豪雨災害で田１面に土砂が流れてきて復旧も困難なのでとりあえず道路の高さで整地してあります。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。
野村推進委員	西厚保地区の野村です。２番についてですが、高見委員の説明されたとおりです。
野上推進委員	大嶺地区推進委員の野上です。高見委員から報告があったとおり、田だった形跡はありますが、完全に林野化しております。
山縣推進委員	大嶺地区推進委員の山縣です。高見委員の説明されたとおりです。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ありましたらお願いします。
岸委員	岸です。耕作放棄してから山林になったということですが、無断で植林したということですか？
事務局	現地を見た限りはおそらく植林だろうと思います。今後はわかる範囲内で次からは植林したと申請書に記載してもらうようにします。
議長	他になにかありますか？特に発言等無いようでございますので、報告第１号を終わります。 続きまして議事順位第７、報告第２号、公共工事に伴う転用の届出について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	１件朗読。

	公共転用の届け出が2件ありましたので説明いたします。 1件目、資料12を参照ください。山口県が砂防ダムをつくり、その周辺を保安林とします。 2件目、資料13を参照ください。美祢市が市道の歩道拡張のために転用します。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 続きまして、議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 目録をご覧ください。合意解約7件について説明します。 1件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が耕作できないための解約です。次の耕作者は決まっています。 2件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が耕作できないための解約です。次の耕作者は決まっています。 3件目、4件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。こちらも借受人が耕作できないための解約です。次の耕作者は決まっています。 5件目から7件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。こちらも借受人が耕作できないための解約になります。次の耕作者は決まっています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 続きまして、議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読

